

武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会の傍聴に関する取扱要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、武蔵野市障害者福祉センターあり方検討委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定数は、10名とする。

（傍聴の手続き）

第3条 委員会を傍聴しようとする者は、受付において傍聴申込書（別紙1）に、住所・氏名・連絡先を記入しなければならない。

2 傍聴は、委員会当日に受付において先着順とする。

（傍聴席以外への入場禁止）

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等議事を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者。
- (4) 前各号のほか、委員長が、議事進行上支障をきたす恐れがあると認める者。

（傍聴人の守るべき事項）

第6条 傍聴人は、傍聴席では次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てるなど議事の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 委員会における発言に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場内では喫煙をしないこと。
- (4) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、または議事の妨げとなるような行為をしないこと。

（写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真・映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得たものは、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、委員会を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの取扱要領に違反したときは、会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、令和3年5月 日から施行する。